

改正

平成29年4月26日告示第150号

平成29年12月1日告示第229号

平成30年10月18日告示第262号

令和元年6月11日告示第27号

令和元年12月16日告示第151号

令和2年3月31日告示第110号

令和2年12月28日告示第353号

土浦市ネーミングライツ事業実施要項

(趣旨)

第1条 この告示は、市がネーミングライツ事業を実施することに関し、土浦市広告掲載要綱（平成19年土浦市告示第212号。第5条及び第14条第1項第2号において「広告要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 ネーミングライツ事業（以下「事業」という。）とは、市と契約した民間事業者等（以下「スポンサー」という。）に、本市の施設（以下「施設」という。）の愛称を決定する権利（以下「命名権」という。）を付与し、当該スポンサーからその対価を得ることをいう。

2 命名権に附帯してスポンサーに付与される権利（第6条第2項において「附帯の権限」という。）は、スポンサーの決定に係る手続の際に定める。

(事業の基本原則)

第3条 市長は、次のとおり事業を実施する。

(1) 施設の設置の目的に支障を生じさせない方法によること。

(2) 対象となる施設の公共性を考慮すること。

(3) 社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにすること。

2 市長は、事業の実施に当たっては、必要に応じ、関係機関等の意見を聴取するものとする。

3 市は、事業を導入したときは、命名権により付与された施設の愛称を積極的に使用するものとする。ただし、条例に規定されている施設の名称は、変更せず、必要に応じて条例に規定されている施設の名称を使用できるものとする。

(事業の対象等)

第4条 事業の対象とする施設は、別表のとおりとする。

2 別表に掲げる施設を所管する部署（第6条第2項及び第9条において「所管部署」という。）の課長は、事業の実施時期、募集条件等を決定し、スポンサーを募集するものとする。

3 スポンサーに命名権を付与する期間は、3年以上とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理を行わせている施設にあつては、当該管理を行わせている期間を考慮し、市長が別に定める期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、第15条本文の規定により優先的に交渉したスポンサーと次回の契約をする場合は、当該スポンサーとの協議により、命名権を付与する期間を別に定めることができる。

(スポンサーの条件等)

第5条 市長は、広告要綱及び土浦市広告掲載詳細基準要項（平成19年土浦市告示第213号。次項及び第14条第1項第2号において「広告基準」という。）に規定する基準に合致しない業種又は事業者については、スポンサーとして採用することができない。

2 施設の愛称及びその表記の方法については、広告要綱及び広告基準に規定する条件のほか、市長の定める条件に合致するものでなければならない。

(スポンサーの選考方法)

第6条 スポンサーの選考方法は、公募とする。ただし、施設の状況、市の方針等により、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 所管部署は、スポンサーの公募に際し、附帯の権限、予定価格、選考基準その他公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集要項の作成)

第7条 市長は、公募の実施に当たっては、命名権料（命名権の対価をいう。以下同じ。）及び事業に必要な事項について定めた募集要項を作成し、市ホームページ及び広報つちうらへの掲載等により広く募集するものとする。

(応募)

第8条 事業に応募しようとする者は、土浦市ネーミングライツ事業スポンサー申込書（様式第1号。以下この条において「申込書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 法人の概要を記載した書類

- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - (3) 法人の登記事項証明書
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) 最新年度の事業計画書
 - (6) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
 - (7) 直近1年間分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税及び法人事業税）
及び市税を滞納していないことを証する書類
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 事業に応募しようとする者は、前項各号に掲げるもののほか、当該事業に応募しようとする者の業務又は主催等により実施する行事等を通じて、市民サービスの向上又は土浦市のPRに資する提案をするため、当該提案の内容を記載した書面（次条第8項第4号及び第16条において「提案書」という。）を申込書に添付して提出することができる。
- 3 市長は、申込書の提出を受けたときは、次条に規定するネーミングライツ選定委員会の意見を聴くものとする。
- （ネーミングライツ選定委員会）

第9条 市長は、前条第1項の規定により応募した者（以下第8項第2号及び次条において「応募者」という。）に係る審査を行う機関として、ネーミングライツ選定委員会（以下この条において「選定委員会」という。）を設置する。

- 2 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には、市長公室を担任する副市長（以下この条において「担任副市長」という。）をもって充てる。
- 4 委員は、担任副市長以外の副市長、教育長、市長公室長及び所管部署の部長をもって充てる。
- 5 委員長は、選定委員会の会務を総理し、選定委員会の会議の議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、担任副市長以外の副市長がその職務を代理する。
- 7 選定委員会は、所管部署からの要請により委員長が招集する。
- 8 選定委員会は、次の事項について審査を行い、スポンサーとして採用することの適否及びその順位を決定し、市長に報告するものとする。
 - (1) 命名権料及び契約期間
 - (2) 応募者の企業理念、事業内容及び経営状況

(3) 施設の愛称の親しみやすさ

(4) 提案書の内容

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要な事項

9 委員長は、必要があると認めるときは、所管部署の職員を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

10 選定委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(採用及び不採用に関する決定等)

第10条 市長は、前条第8項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容を考慮し、応募者それぞれにつき、採用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により採用の可否を決定したときは、全ての応募者に対し、土浦市ネーミングライツ事業命名権採用（不採用）通知書（様式第2号）により採用の可否を通知するものとする。

(契約の締結)

第11条 市長は、前条第1項の規定により採用する者を決定したときは、当該採用する者と命名権に関する契約を速やかに締結するものとする。

(費用負担)

第12条 事業の実施に係る費用については、市ホームページ及び広報つちうらの作成に係るものは市の負担とし、その他のものはスポンサーの負担とするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長及びスポンサーは、協議により、費用を負担する区分を変更することができる。

3 前条の規定による契約に係る期間を満了し、又は第14条第1項の規定により採用を取り消され、当該契約を解除したことに伴う原状回復に必要な費用は、スポンサーの負担とする。

(命名権料の納入)

第13条 スポンサーは、施設の愛称の使用を開始する日の1か月前までに、土浦市会計規則（平成20年土浦市規則第15号）第12条第1項の納入（返納）通知書兼領収書により一括で命名権料を納入しなければならない。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、スポンサーとの協議により、支払方法、納入額及び納入期限を別に定めることができる。

(採用の取消し)

第14条 市長は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、採用を取り消すことができ

る。

- (1) 前条の規定により納入すべきとされた期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) スポンサーが法律、条例、規則等の法令又は広告要綱若しくは広告基準に違反し、又はそのおそれがあると認めたとき。
- (3) スポンサーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により採用を取り消したときは、土浦市ネーミングライツ事業採用取消通知書（様式第3号）によりスポンサーに通知するものとする。

（次回の契約）

第15条 スポンサーは、次回の契約に際して優先的に交渉することができるものとする。ただし、市長は、公募により市にとって明らかに有利な条件が提示される可能性が高い場合その他必要があると認める場合は、スポンサーを公募するものとする。

（応募の内容の取扱い）

第16条 市長は、事業に係る応募者名、提案書等の応募の内容については、公表しないものとする。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成29年4月26日告示第150号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成29年12月1日告示第229号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（平成30年10月18日告示第262号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（令和元年6月11日告示第27号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（令和元年12月16日告示第151号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（令和2年3月31日告示第110号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月28日告示第353号）

この告示は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

施設名
川口運動公園野球場
川口運動公園陸上競技場
霞ヶ浦総合公園水郷プール
土浦市新治運動公園野球場
土浦市新治トレーニングセンター
土浦市立武道館
南部地区運動広場
神立公園野球場
市民運動広場
右掬地区市民運動広場
中貫公園運動広場
乙戸ファミリースポーツ公園庭球コート
本郷グラウンド
土浦市民会館

年 月 日

（申込先）土浦市長

団体名
所在地
代表者職氏名

土浦市ネーミングライツ事業スポンサー申込書

土浦市ネーミングライツ事業実施要項第8条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり土浦市ネーミングライツ事業に応募します。

- 1 施設の名称
- 2 愛称（案）
- 3 略称（案）
- 4 愛称の理由
- 5 事業の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 金額 円（年額，消費税及び地方消費税を含む。）
- 7 応募の動機
- 8 連絡先 氏名
担当者部署・役職
連絡先
電話番号
E-mail
- 9 添付書類
 - （1）法人の概要を記載した書類
 - （2）定款，寄附行為その他これらに類する書類
 - （3）法人の登記事項証明書
 - （4）印鑑証明書
 - （5）最新年度の事業計画書
 - （6）直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表，損益計算書等）及び事業報告書
 - （7）直近1年間分の納税証明書（法人税，消費税及び地方消費税，法人県民税，法人事業税）及び市税を滞納していないことを証する書類

第 号
年 月 日

殿

土浦市長



土浦市ネーミングライツ事業命名権採用（不採用）通知書

年 月 日付けで申込みのありました土浦市ネーミングライツ事業については、次のとおり決定しましたので、土浦市ネーミングライツ事業実施要項第10条第2項の規定により通知します。

1 施設の名称

2 区分 採用
 不採用

3 不採用の理由

4 愛称名

5 事業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 命名権料 円（年額，消費税及び地方消費税を含む。）

7 命名権料の納入期限 年 月 日

様式第3号（第14条関係）
様式第3号（第14条関係）

年 月 日

殿

土浦市長

印

土浦市ネーミングライツ事業採用取消通知書

年 月 日付け 第 号で採用を決定した土浦市ネーミングライツ事業については、次の理由により採用を取り消したので、土浦市ネーミングライツ事業実施要項第14条第2項の規定により通知します。

1 施設の名称

2 取消年月日 年 月 日

3 取消の理由